

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日がと休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定(社会課)

保険薬剤師の登録(保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

国民健康保険法による特定承認療養取扱機関として承認があつたものとみなされるもの(〃)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

土地改良事業の認可(二件)(農村整備課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(四件)(都市計画課)

◇ 告 告 毒物劇物取扱者試験の合格者(衛生課)

告 示

鳥取県告示第九十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

平成元年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼科	視覚障害	岡本 勲夫	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
耳鼻咽喉科	聴覚、平衡、音声、言語又はそ しゃやく機能障害	神崎 裕士	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
神経内科	肢体不自由	吉田 真人	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院
神経内科	肢体不自由	中島 健二	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
神経内科	肢体不自由	竹島多賀夫	鳥取市三津八七六 国立療養所西鳥取病院
神経内科	肢体不自由	太田規世司	鳥取市三津八七六 国立療養所西鳥取病院
神経内科	肢体不自由	中安 弘幸	東伯郡三朝町大字山田六九〇 国立三朝温泉病院
外科	心臓機能障害	浦邊 千晶	米子市西町六 高島病院
外科	心臓機能障害	松井 泰樹	境港市米川町四四 鳥取県済生会境港総合病院

外科	心臓、腎臓又は呼吸器機能障害	河田 知啓	鳥取市吉成二〇六一 大覚寺クリニック
内科	心臓、呼吸器又は小腸機能障害	湧島 正	鳥取市松並町一丁目二二八 わくしま内科医院
小児科	腎臓又は小腸機能障害	石谷 暢男	鳥取市上魚町一三 石谷小児科医院
外科	ぼうこう、直腸又は小腸機能障害	吉中 正人	東伯郡東伯町大字丸尾一〇 二一 吉中胃腸科医院
内科	小腸機能障害	岸 憲太郎	日野郡日野町根雨七三〇 日野病院

鳥取県告示第千九百九十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成元年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
須崎 真理子	鳥薬第七一九号	平成元年十一月十三日

鳥取県告示第千九百九十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
足立歯科医院	境港市上道町一八五五	平成元年十月四日
よしだ歯科クリニック	米子市皆生七七六一	平成元年十一月一日
堀内医院	鳥取市湖山町南一丁目六二三	平成元年十月十六日
健クリニック	米子市中町二二三一三	平成元年十一月二十七日
よなご薬局	米子市車尾二二九四一	平成元年十一月二十一日

鳥取県告示第千九百九十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十三条第十項に

おいて準用する同法第三十七条第三項の規定により特定承認療養取扱機関の承認があつたものとみなされるものについて療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

特定承認療養取扱機関名 鳥取大学医学部 附属病院	所 在 地 米子市西町三六一一	承 認 年 月 日 平成元年十一月一日
--------------------------------	--------------------	------------------------

鳥取県告示第千九百九十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成元年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名 有有限会社すずき 薬局	所 在 地 鳥取市松並町一丁目一四〇一	指 定 年 月 日 平成元年十一月二十一日
-------------------------	------------------------	--------------------------

鳥取県告示第千九百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業河原地区区画整理）を平成元年十二月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千九百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（構造政策推進モデル集落整備事業恩地地区農道整備）を平成元年十二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画土地地区

画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成元年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成元年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課

において公衆の縦覧に供する。

平成元年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成元年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公 告

平成元年12月6日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成元年12月15日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者

子明	孝子	史美	司治	実則	子一	弘弘	子一	澄寿	夫樹
佳	正勝	哲克	健	隆節	真敏	寿紀	代子	一澄	寿夫
田本	田林	山林	橋立	中本	田中	井原	山田	田口	辺尾
柿岸	坂小	西小	法足	田岸	永田	向中	杉吉	角谷	渡妹
幸	聡	憲	一	嘉	範	子	功	夫	一
繁	宏	千	慎	篤	英	和	民	孝	博
尾浦	福島	中谷	口西	石岡	名内	方藤	田藤	根	木
平松	安和	田小	樋大	宮堀	吉桑	大河	信加	福遠	山佐
司樹	行一	栄宏	久充	市正	り	文晴	範一	人志	貴春
裕雅	洋圭	満	寿	元浩	ち	雅隆	隆陽	幸恒	良政
蒲岡	本口	野津	好	本田	本田	本川	川尾	本藤	岡田
高瀧	安池	天野	三	山前	松長	浜砂	前増	山後	圓細

2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験の合格者